

ディスカバー鹿児島キャンペーンQ&A（6月26日（金）18時00分時点）

よくあるご質問を以下にまとめました。ご不明な点につきましては、まずこちらをご覧ください。

ご質問	ご回答
1 「ディスカバー鹿児島キャンペーン」を申し込むにはどうしたらよいですか？	当キャンペーンサイト内にある、ディスカバー鹿児島キャンペーン宿泊券申込サイトまたは、申込専用コールセンターからお申し込みください。
2 キャンペーンの対象者は？	鹿児島県内在住者に限ります。（お一人1枚限り）県内在住の確認は宿泊施設チェックインの際に県内在住者である旨を証明できる書類をご提示ください。 なお、お1人様（ビジネス等）、未就学児（小学校入学前）の利用は対象外です。
3 宿泊券が1枚しかないですが、宿泊券を持っていない人と一緒に宿泊はできますか？	可能です。ただし、宿泊券1枚あたり10,000円の割引となります。宿泊券のご利用については、問4をご確認ください。
4 例えば、宿泊券が1枚あり、宿泊料金が1人あたり8,000円の施設に3名で泊まる場合の支払金額はいくらになりますか？	8,000円×3名=24,000円－（宿泊券10,000円）となりますので、現地支払額は、 14,000円 となります。
5 県内在住者であることを確認する書類とは？	運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）など本人を確認でき、県内在住書が記載されている公的書類を指します。（宿泊者ご本人宛の住所が記載された公共料金、納税通知書など公的な郵便局と本人を確認できる社員証・学生証などの組み合わせも可） 詳しくは【 県内在住者及び本人確認書類に関するご案内 】（2～3ページ）をご覧ください。
6 子供の本人確認はどのようにするのか？	住民票、マイナンバーカード等の公的証明書、健康保険証などで本人確認を行います。
7 宿泊券の申込みは、1組あたりの金額なのか？ 1人あたりの金額なのか？	1人あたりの金額です。ただし、利用できるのは1組あたり最大4名分（40,000円）とします。
8 宿泊券の利用できる期間はいつからいつまでか？	第1弾は6月20日（土）の宿泊から 7月19日（日）宿泊まで です。
9 未就学児の子供と2人で宿泊した場合でも、1室2名としてみなされるのか？	未就学児が添い寝料金（無料）であっても、1室2名の条件は満たすものとします。
10 タクシー券の有効期限はいつか？	令和2年8月31日（月）までです。
11 タクシー券が利用できるタクシー会社はどこか？	鹿児島県HP または事業問合せコールセンター 0570-014-351 でご確認ください。

ディスカバー鹿児島キャンペーン

【重要なお知らせ】

県内在住者及び本人確認書類に関するご案内

「ディスカバー鹿児島キャンペーン」宿泊券のご利用にあたっては、

対象施設へのチェックイン時に「鹿児島県内在住者であること」の確認を行います。

「鹿児島県内在住者であること」の確認は本人確認書類により実施いたしますので、宿泊者グループのうち、宿泊券を利用される方全員分の本人確認書類を必ずご提示ください。

※ご提示いただけない場合には、本キャンペーンをご利用いただけません。

【本人確認書類として認められるものの例】

※ 本人確認書類に記載された住所が現在の住所でない場合は、現住所が記載された他の証明書類（補助書類）を合わせてご提示ください。（3ページ参照）

本人確認書類	ご注意事項
・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書（顔写真あり）	住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。（運転経歴証明書は、平成24年4月1日以降に交付されたものに限り。）
・ パスポート（日本国旅券）	現住所が記載されているものであることが必要です。
・ 健康保険証	現住所が記載されているものであることが必要です。
・ 個人番号カード（顔写真あり）	現住所が記載されているものであることが必要です。（顔写真なしの個人番号カード、個人番号通知カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせてご提示ください。）
・ 住民基本台帳カード（顔写真あり）	住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。（顔写真なしの住民基本台帳カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせてご提示ください。）
・ 外国人登録証明書 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書	現住所が記載されているものがであることが必要です。また、変更の記載がある場合は、変更内容が記載されている裏面もご提示ください。 日本国籍をお持ちでない方で、在留期限がある方がお申し込みをされる場合には、在留期限が確認できる書類が必要です。
・ 住民票の写し（個人番号の記載がないもの） ・ 印鑑登録証明書	現住所が記載された発行日から3か月以内のものに限ります。
・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳	氏名・住所・生年月日が記載されている面をご提示ください。写真貼付欄があるものについては、写真貼付のものをご提示ください。
・ 顔写真付きの公的証明書類	（例）写真ありの中学・高校・大学・専修学校等の学生証 氏名・住所が記載されているものであることが必要です。
・ 各種年金手帳 ・ 母子手帳 官公庁から発行または発給された書類で、氏名・住所及び生年月日の記載があるもの	母子健康手帳は、母および子の証明書類として使用できません。また、子の場合は出生届出済証明のある手帳に限ります。 ※未就学児は宿泊券利用の対象外です。

【本人確認書類がない場合/本人確認書類記載の住所が現住所でない場合】

1 ページに記載した本人確認書類をお持ちでない場合は、以下の書類をご提示ください。

また、本人確認書類に記載された住所が現在の住所でない場合は、現住所が記載された他の証明書類（補助書類）を合わせてご提示ください。

補 助 書 類	ご 注 意 事 項
国税（地方税）の領収証書または納税証明書	発行日から 3 か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限ります。
社会保険料の領収証書	発行日から 3 か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限ります。
公共料金（電気・ガス・水道・NHK・固定電話）の領収証書 ※携帯電話の領収証書は利用できません。	発行日から 3 か月以内で、現住所および氏名が記載されている領収印がある領収証書、または発行日（口座引落日）および現住所が記載されている口座振替済通知書に限ります。
官公庁から発行または発給された書類で、氏名及び住所の記載があるもの	発行日から 3 か月以内のものに限ります。